

東通中学校多目的グラウンド等改修事業に係る

公募型プロポーザル

実施要項

東通村

東通中学校多目的グラウンド等改修事業に係る公募型プロポーザルについて

当村が計画している東通中学校多目的グラウンド等改修について、経済的及び効率的に整備を行うために、設計・施工後、事業期間中において本施設の維持管理（一部）を実施する方式（リース方式）による施工事業者を選定するにあたりプロポーザルを実施する。

別添「東通中学校多目的グラウンド等改修業務説明書」に基づく改修が可能であり、プロポーザルの提出について参加を希望する者は、次のとおり関係書類を作成のうえ、参加表明書を提出すること。

1 業務の概要等

(1) 業務名 東通中学校多目的グラウンド等改修事業

(2) 事業の目的

村が所有する東通中学校の多目的グラウンド等をリース契約により整備改修し、維持管理（一部）を行う。

(3) 事業の内容

提案が採用された事業者は、その提案を基に、調査・設計・施工した多目的グラウンド等の維持管理（一部）を実施し、村にリースする。

(4) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (4) - 1 測量・現地調査及びその関連業務
- (4) - 2 設計及びその関連業務
- (4) - 3 改修及びその関連業務
- (4) - 4 工事監理業務
- (4) - 5 関係機関等への手続き及びその関連業務
- (4) - 6 15年間のリース業務及び維持管理業務

(5) 募集方法

公募型プロポーザル方式による

(6) 募集する内容

リース契約にあたり、次の項目について提案を募集する。

- (6) - 1 設計・改修の計画案
- (6) - 2 維持管理の内容

(6) - 3 リース契約金額 (リース料)

(7) 多目的グラウンド等の引渡し

履行期限は、令和6年8月30日(金)とする。

(8) 多目的グラウンド等リース内容について

事業約1年間、維持管理14年間で算出する。

(9) 事業の基本条件

(9) - 1 リース期間：供用開始の日から15年間とする。

(9) - 2 施設整備内容：施設整備についての詳細は、「業務説明書」を参照とする。

(9) - 3 維持管理：法定点検を必要とするものについては、必ず実施すること。その他の維持管理業務については、事業者の提案による。

(9) - 4 官庁諸手続：事業に当たっての官庁その他への手続及びこれに要する費用は、事業者の負担とする。

(9) - 5 リスク分担：リスク分担については、「業務説明書7. リスク分担表」を参照すること。「業務説明書7. リスク分担表」に定められていないリスクについては、双方の協議により定めるものとする。

(9) - 6 敷地所在地：下北郡東通村砂子又地内
村所有法定外公共物

(9) - 7 敷地の概要：敷地面積 約19,940㎡
(現東通中学校多目的グラウンド敷地)

2 参加資格

2-1 令和5,6年度建設工事入札参加資格審査申請書を当村が受理した者、又は、プロポーザル参加表明書提出期限までに、建設工事入札参加資格審査申請書を当村が受理した者であること。

2-2 建物のリース業を営む者であること。

2-3 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

2-4 建設業法第3条第1項の規定に基づき、土木一式工事につき特定建設業の許可を受けている者であること。

2-5 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- 2-6 東通村建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- 2-7 参加表明書の提出時に、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- 2-8 最近1年間の法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 プロポーザルの参加表明

プロポーザルに参加しようとする者は、「参加表明書（様式1）」を提出することとし、次の書類を添付すること。

尚、参加を辞退しようとする者は、「参加辞退届（様式9）」を提出すること。

- ・ 会社案内
- ・ 財務諸表（直近1年分）
- ・ 法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近1年分）
- ・ 公共施設等の土木・公園工事で設計、施工、リース契約実績（様式4）

4 参加に関する留意事項

- 4-1 提案に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- 4-2 応募者は、1つの提案しかできない。
- 4-3 提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円を使用することとする。
- 4-4 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- 4-5 提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合には提案書を無効とする。
- 4-6 提案書に記載した設計者及び工事監理者は、原則として変更できない。
ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、同等以上の資格と経験を有する技術者をもってあてる場合は、あらかじめ村の承諾を得なければならない。
- 4-7 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- 4-8 提案書は返却しない。なお、提案書は参加者に無断で使用しない。
- 4-9 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、事

務局にて複製を作成する。

4-10 成果品の著作権は東通村に帰属する。

4-11 決定事業者の提案については、基本協定締結後に双方協議により調整するものとする。

4-12 その他詳細は業務説明書による。

5 プロポーザルの手続き等

5-1 【担当部局】 東通村教育委員会

〒039-4292

青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5番地34

電話 0175-27-2111 (代表)

FAX 0175-27-2130

5-2 プロポーザルにかかる資料の交付方法

【期間】

令和5年9月22日(金)から

【場所】

東通村ホームページ

【方法】

ホームページからのダウンロード

5-3 参加表明書の受付期間並びに提出場所及び提出方法

【期間】

令和5年9月22日(金)から令和5年10月2日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時00分まで

【場所】

担当部局に同じ

【提出方法】

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着)により、必要書類を添えて提出すること。

5-4 質問書の受付期限並びに提出場所及び方法

【期限】

令和5年10月3日(火)から令和5年10月13日(金)

午後5時00分必着

【場所】

担当部局に同じ

【提出方法】

質問は文書をもって行い、質問書（様式8）を提出すること。（FAX可）

【回答方法】

随時メールにて回答いたします。

5-5 提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

【期限】

令和5年10月27日（金）午後5時00分必着

【場所】

担当部局に同じ

【提出方法】

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。締切日必着）により、必要書類を添えて提出すること。

5-6 プレゼンテーションの実施

【実施日時等】

令和5年11月上旬予定（日時、場所等については、後日連絡します。）

※ プレゼンテーションはパワーポイント等によって行うこと。

※ 当日、パワーポイント等によって説明を行なう場合は、スライドの紙ベース資料を10部、ノートパソコンを持参すること。

※ プロジェクターとスクリーンは開催場所にて用意します。

※ 出席は1事業者3名以内とします。

※ 所要時間は、1事業者30分（説明20分、質疑応答10分）とする。

5-7 審査結果

審査会において審査を行い、提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

5-8 審査結果の公表

【公表日時】

令和5年11月末予定

審査会の選定後、提案者に対して文書にて通知する。なお、選定結果に対する異議等は一切受付しないものとする。

6 契約等について

6-1 決定事業者と速やかに基本協定を締結し、設計終了後に事業者と正式契約を締結する。